

リーディング・ファシリテーター
規 約

リーディング・ファシリテーター 規約

本規約は、一般社団法人Read For Action協会（以下、「当協会」という。）が主宰するリーディング・ファシリテーター資格に関する事業（以下、「本事業」という。）における当協会と一般社団法人Read For Action協会 認定リーディング・ファシリテーターとの間の契約関係に適用する。

（定義）

- 第1条 「ファシリテーター」とは、本規約に基づき当協会が主宰するリーディング・ファシリテーター資格（以下、「本資格」という。）の付与を受けた当協会認定リーディング・ファシリテーターをいう。
- 2 「養成講座」とは、当協会が主宰するリーディング・ファシリテーター養成講座をいう。
- 3 「参加者」とは、第4条に規定する読書会の参加者をいう。
- 4 本契約における「商標」は、以下の各項目のものをいう。
（ア）「READ FOR ACTION」（登録番号第5450550号）
（イ）「リーディング・ファシリテーター」（登録番号第5616581号）
（ウ）「まちヨミ」（登録番号第5628898号）
（エ）「タウンリーディング」（登録番号第5628910号）
（オ）その他、当協会が別に指定する商標
- 5 「本講義内容」とは、本事業に関して当協会がファシリテーターに提供する一切のノウハウ、アイデア、手法をいう。
- 6 「本機密情報」とは、参加者名簿、アンケート内容及び結果等、読書会に関連してファシリテーターにより収集された参加者に関する一切の情報をいう。

（本資格の付与）

- 第2条 次に掲げる全ての要件を満たした場合、本資格の付与の効力が生じるものとする。
- （1）当協会が主宰する養成講座を受講し修了すること。なお、養成講座の受講をするための条件、開催の要項、講座の内容、修了の要件等については、当協会が別に定める規定によるものとする。
- （2）本規約に同意をすること。
- （3）別紙に規定する本資格の登録料を、当協会の指定する方法で支払うこと。
- 2 本規約に基づく契約関係が終了した場合、本資格の付与の効力は喪失するものとする。

（ファシリテーターの権利）

第3条 ファシリテーターは当協会より本資格の付与を受けた場合は、次の各号に掲げる権利を有するものとする。

(1) 読書会を自ら主催しファシリテーションを行う権利。

(2) 以下の呼称を肩書きとして使用し、営業活動をする権利。

「一般社団法人Read For Action協会 認定リーディング・ファシリテーター」

(3) その他、当協会が別に定める権利がある場合はその権利。

(読書会の開催)

第4条 ファシリテーターが、読書会を主催しファシリテーションを行う場合においては、次の各号に掲げる規定に従うものとする。

(1) 読書会を開催する会場の確保、参加申込みの受付、参加者への案内、参加費、テキスト代等の入金管理、読書会開催当日の運営その他読書会を開催するために必要な業務は全てファシリテーターが行うものとし、その開催にかかる費用は全てファシリテーターの負担とする。

(2) 読書会の内容（読書会の進行方法等）は当協会が本講座その他においてファシリテーターに教授する以下に定める手順もってしなければならない。

①目的設定

②質問設定

③答え探し

④ダイアログ

⑤アクションを明確化

(3) ファシリテーターが主催する読書会開催の情報を、当協会のホームページ（read4action.comのドメイン上に固定されたwebサイトからリンクされる一連のwebページをいう。）に掲載しようとする場合は、当協会が指定するシステムにより掲載の手続きをするものとする。

(4) ファシリテーターは、読書会で使用する著作物について、複製等著作権を侵害する行為を一切行ってはならない。

(5) ファシリテーターは、当協会の事前の同意がある場合を除き、ファシリテーターの主催する読書会内において、当該読書会の参加者に対し、ファシリテーター又は第三者の商品・サービスの紹介、購入の勧誘及び販売をしてはならない。

(6) ファシリテーターは、読書会の参加者から要望、クレーム等を受けた場合は、その内容及び対応の内容を当協会に対し速やかに報告をしなければならない。

(7) 当協会はいつでも、ファシリテーターの主催する読書会の開催場所に立ち入り、内容を確認することができるものとする。

(8) ファシリテーターが本条により生じる義務に違反した場合、当協会はファシリテーターに対し、直ちにその主催する読書会の開催の中止を求めることができ

る。その中止により読書会の参加者において損害を生じた場合は、全てその賠償はファシリテーターにおいてなすものとし、ファシリテーターは当協会に対し求償はできない。

- (9) その他、読書会の開催についてファシリテーターが遵守すべき事項については、当協会が別に定める規定がある場合はそれに基づくものとし、ファシリテーターはその規定を遵守して読書会を主催しファシリテーションを行わなければならない。

(各当事者の責任)

第5条 ファシリテーターは、ファシリテーターが本事業に起因又は関連して、ファシリテーターの過失又は故意により当協会が被った損害の一部又は全部をファシリテーターの帰責に応じて補償しなければならない。

- 2 ファシリテーターは、ファシリテーターが本事業に起因又は関連して、ファシリテーターと参加者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するものとする。
- 3 ファシリテーターは本規約に違反して当協会に損害を与えた場合、当協会が被った損害を賠償しなければならない。

(当協会の免責)

第6条 ファシリテーターが読書会を開催中、参加者その他第三者に対し損害を加えた場合においても、当協会は、ファシリテーター及び第三者に対し何らの責任も負わず、ファシリテーターから一切の求償も受けないものとする。

(知的財産権)

第7条 ファシリテーターが第3条の権利に基づき活動をするに際して、当協会の保有する商標権、著作権その他の知的財産権を使用する必要がある場合は、当協会が別に定める規定がある場合はそれに従うものとし、別に定める規定がない場合、又は、その規定の範囲を超えて使用しようとするときは、事前に当協会の同意を得なければならない。

- 2 本講義内容に含まれる名称及び標章並びにそれらを含むインターネットドメイン名は当協会又は当協会に権利を許諾した者に帰属するものとする。
- 3 本講義内容及び本講義内容に関連する特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにそれらを出願する権利は当協会又は当協会に権利を許諾した者に帰属する。
- 4 ファシリテーターは、当協会の事前の書面による承諾のない限り、本講義内容の複製、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、翻訳、使用許諾、インターネットを通じた送信・公開、ドメイン名の取得、コピープロテクトその他の技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変等これらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。

- 5 ファシリテーターは、本講義内容を読書会の範囲内においてのみ使用し、それ以外にはいかなる方法であれ第三者に開示してはならないものとする。
- 6 ファシリテーターは、第三者が、本機密情報又は本講義内容を不当に利用していることを発見した場合、並びに、当協会又は当協会に権利を許諾した者に帰属している著作権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を侵害していることを発見した場合は、速やかに当協会に通知し、その対応に協力しなければならない。
- 7 ファシリテーターは、当協会又は当協会の指定する者が自らのニュースレターに掲載するためにファシリテーターが創作した原稿を、読書会の営業その他の目的のために、当協会又は当協会の指定する者が適切と認めた修正を加えたうえで無償で使用することを許諾する。

(秘密保持義務等)

- 第8条 ファシリテーターは、本機密情報及び本規約等の内容を、いかなる第三者にも開示してはならないものとし、本規約の履行以外の目的で使用してはならないものとする。なお、本機密情報について、広報活動及び研究、教育、訓練等のために開示する場合は、個人情報保護法その他の法令及び会員規約等を遵守し、事前に当協会及び当該参加者の同意を得なければならない。
- 2 ファシリテーターは、個人情報について、本規約に基づく読書会の開催以外の目的で使用してはならず、個人情報保護法その他の法令及び当協会が指定する会員規約等に従って取り扱うものとし、且つ、いかなる第三者にも開示又は漏洩してはならないものとする。
 - 3 ファシリテーターは、ファシリテーターの業務に従事する一切の法人及び個人に本条の秘密保持義務を遵守させるものとする。又、本規約に基づく契約関係が終了した後においても、秘密保持義務を遵守させるものとする。

(地位譲渡)

- 第9条 ファシリテーターは、本規約から生じる一切の権利及び一切の義務並びに規約上の地位（本資格の付与を受けた地位を含む）を第三者に譲渡してはならない。ただし、当協会が承諾したときはこの限りではない。

(通知の方法)

- 第10条 当協会からファシリテーターに対する通知の方法は、Eメールによる方法、当協会の指定するシステムにアップロードする方法、その他当協会が定める方法をもってすれば足りるものとする。

(変更の届出)

- 第11条 ファシリテーターは、当協会へ伝えたその氏名、住所、Eメールアドレス、電話番号、その他の個人に関する情報に変更が生じた場合には、その変更があった時か

ら1週間以内にその旨及び変更後の内容を当協会に対して通知しなければならない。

- 2 当協会は、ファシリテーターが前項の通知を行わなかったことによるファシリテーターの不利益についての責任を負わないものとする。
- 3 ファシリテーターが第1項の届出を怠った場合、当協会が知り得る最終の連絡先宛てに発した通知は、通常到着するまでに必要な期間を経過したときに、ファシリテーターに到達したものとみなす。

(禁止事項)

第12条 ファシリテーターは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当協会の事前の承認を得ることなく、本事業の活動であると誤認させるおそれのあるイベント、セミナー等を自主開催する、又はそれらに講師として登壇すること。
- (2) 自主開催又は講師として登壇するイベント、セミナー等において、当協会の事前の承認を得ることなく当協会の協賛及び後援をうたうこと。
- (3) 第21条に定める活動倫理の規定に反する行為をすること。

(委託等の禁止)

第13条 ファシリテーターは、読書会のファシリテーションを本資格の有無に関わらず第三者（従業員を含む）に行わせてはならない。

(類似的商標出願の禁止)

第14条 ファシリテーターは、当協会、当協会の代表者、当協会の代表者が主宰する法人が設定の登録の出願をした商標について、当該商標の全部又は一部の文字列、図形及び記号を含む商標をもって商標権の設定の登録の出願をしてはならないものとする。

(競業禁止)

第15条 ファシリテーターは、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間終了後2年の間は、当協会の事前の同意がある場合を除き、自己又は第三者の名をもって本事業と同種又は類似の事業を行ってはならず、本事業と同種又は類似の事業を行う者に対し、自己又は第三者の名をもっていかなる役務も提供してはならず、いかなる協力又は従事もしてはならない。

(有効期間と更新)

第16条 本規約の効力の有効期間は、ファシリテーターが第2条第1項により本資格の付与を受けた日から最初に訪れる7月31日までとし、更新をすることができる。更新後の有効期間は8月1日から翌年の7月31日までとし、その後もまた同様とす

- る。
- 2 ファシリテーターが、次に掲げる全ての要件を満たした場合、本規約の効力は自動で更新されるものとし、ファシリテーターは本資格の付与を受け続けるものとする。
 - (1) 翌年度の年会費として別紙に規定する金額を毎年7月31日までに、当協会の指定する方法に従い、当協会に対して支払うこと。
 - (2) ファシリテーターのスキルを維持、向上する等の目的で当協会が研修を開催する場合は、当該研修を受講し修了すること。ただし、当該研修の受講料、テキスト等の教材費、交通費、宿泊費その他当該研修の受講にかかる各種費用はファシリテーターが負担するものとする。
 - (3) 更新の日から1か月前までに、当協会より本規約に基づく契約関係を更新しない旨の通知を受けていないこと。
 - (4) 本規約に違反していないこと。
 - (5) 次項の異議を述べていないこと。
 - 3 更新の日より1か月前までに、当協会が、ファシリテーターに対して更新後の規約内容を変更する旨及び変更後の規約内容を通知した場合において、ファシリテーターが当協会に対し当該通知の日から2週間以内に異議を述べない場合は、更新後の規約内容は当該変更内容どおりに変更されたものとみなす。
 - 4 前項の場合を除き、更新後の規約内容は更新前と同一とする。

(資格返上)

第17条 ファシリテーターは、当協会に対して、2か月前に通知をすることにより、本資格を喪失することができる。

(解除と資格の喪失)

第18条 ファシリテーターが次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、当協会は、ファシリテーターに対し、書面で通知することにより、本規約に基づく契約関係を解除し、ファシリテーターの本資格を喪失させることができる。

- (1) ファシリテーターが本規約又は法令に違反した場合、又は違反するおそれがあると当協会が判断した場合
- (2) ファシリテーターとしての品位を欠き、相応しくない態度をし、又は相応しくない言動をした場合。
- (3) ファシリテーターが反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている場合と当協会が判断した場合。

- (4) ファシリテーターが犯罪行為、違法行為その他反社会的行為に関与した場合、又は過去にかかる行為に関与したことが判明した場合。
 - (5) その他、ファシリテーターが公序良俗に違反し、犯罪に結びつく行為をするおそれがあると当協会が判断した場合。
 - (6) ファシリテーターが死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合。
 - (7) 本規約及び当協会が別に定める規定等により通知をすべき事項の全部又は一部について、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合。
 - (8) 当協会が、ファシリテーターが届け出た電話番号、ファクシミリ番号、Eメールアドレス及び住所のうち適切と認める2つの連絡先に返信を求める通知を行ったにもかかわらず、最後の通知の日から1か月以内に返信がない場合。ただし、当協会が電話、Eメールその他適切と認める方法でファシリテーターと連絡をとることができ、ファシリテーターが配達可能な住所を届け出、当協会がその住所に配達可能であることを確認した場合には、この限りでない。
 - (9) 当協会の同意なく、読書会、本講座、その他講座の内容、テキスト、習得した技術等を第三者に対し開示をした場合（YouTube、facebook等のソーシャルメディアを利用してノウハウ等を流出させた場合を含むがそれらに限られない。）。
 - (10) ファシリテーターが当協会又は他のライセンシーの名誉・信用を毀損し、若しくは当協会又は他のライセンシーの業務の妨害をする等により、当協会又は他のライセンシーの事業活動に悪影響を及ぼした場合。
 - (11) ファシリテーターが当協会又は当協会の利害関係人（個人、法人を含む各種団体を問わない。）に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合。
 - (12) 当協会が指定する期日までに年会費の支払が確認できなかった場合。
 - (13) 過去に、当協会または株式会社ALMACREATIONSが提供するサービスの利用、登録を取り消された者であることが判明した場合。
 - (14) その他、本資格の付与を受け続けることが妥当でない事由があると当協会が判断した場合。
- 2 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、ファシリテーターは、当協会に対し、書面で通知することにより、本規約に基づく契約関係を解除し本資格を喪失することができる。
- (1) 当協会が差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は会社更生手続の開始、破産手続の開始若しくは競売を申し立てられ、又は自ら再生手続開始の申立て、会社更生手続の開始の申し立て若しくは破産手続の開始の申し立てをした場合。
 - (2) 当協会の手形が不渡りになった場合。
 - (3) 当協会がライセンシーの名誉・信用を毀損し、若しくはライセンシーの業務

の妨害をした場合。

(4) 当協会が法令の要請・行政措置により廃業した場合。

- 3 本規約に別に定める場合を除き、本規約に基づく契約関係の解除は、解除前に既に発生した当事者間の権利義務関係に影響を及ぼさない。

(本資格喪失後の処置)

- 第19条 ファシリテーターは、本資格を喪失した場合、すみやかに、自己の費用にて、本講義内容の含まれる一切の書類及び媒体を、当協会の指示に従って、返還しなければならない。
- 2 ファシリテーターが、ファシリテーターに起因する事由により本資格を喪失した場合、当協会は既にファシリテーターが支払ったいかなる対価についても返還する義務を負わないものとする。
 - 3 本資格を喪失した理由のいかんを問わず、第5条乃至第9条、第14条、第15条、第18条第3項、本条、第20条、第25条の規定は、ファシリテーターが本資格を喪失した後もその効力を有するものとする。

(確認条項)

- 第20条 本資格の付与は、当協会がファシリテーターに対して、ファシリテーターの事業における成果を何ら保障するものでなく、又、読書会の開催を含めたファシリテーターの行う事業に関して一切の責任を負うものでないことを確認する。
- 2 当協会とファシリテーターとは、独立した事業者であり、相互間に代理、雇用、共同経営、合弁等の関係がないことを確認する。
 - 3 当協会からファシリテーターに対する通知があった場合、ファシリテーターがその通知内容を覚知していないことによる不利益については、ファシリテーターに何らの事情があろうとも当協会はその責任を負わないことを確認する。
 - 4 当協会は、本事業について、その存続の保障をするものではなく、ファシリテーターとの本規約から生じる契約が存続する限りにおいて、その責務を負うものであることを確認する。
 - 5 ファシリテーターは、当協会に対し、本規約の内容が当協会と他のファシリテーターとの間の規約の内容と異なることを理由として、本規約の内容に異議を述べ、又は本規約の内容の変更を要求することはできない。
 - 6 株式会社ALMACREATIONSは、当協会の業務委託先であり、株式会社ALMACREATIONSがファシリテーターに対し行った法律行為及び事実行為の効果は、当協会に帰属する。

(活動倫理)

第21条 ファシリテーターは、次の各号に掲げる活動倫理を遵守しなければならない。

- (1) 当協会の活動目的(ミッション)を常に念頭に置きながらその活動すること。

- (2) 常に品位を保持し、誠実にその活動を行なうこと。
- (3) 各種法令とルールを遵守し、当協会、読書会への参加者、他のファシリテーターその他当協会の関係者等の社会的信用を傷つけるような行為をしないこと。
- (4) 読書会への参加者、他のファシリテーターその他当協会の関係者等との間で、セクシャルハラスメント、不貞行為、それらに準ずる行為を行わないこと。
- (5) 読書会への参加者、他のファシリテーターその他当協会の関係者等に対して、性別、人種、国籍、年齢、宗教、思想、民族、婚姻、性的な好み、政治的信念、身体的・精神的障害、能力の高低等によって差別をしないこと。

(内容の変更)

第22条 当協会は、ファシリテーターに通知することにより、有効期間中においても、本規約の内容を変更することができる。

(別紙)

第23条 別紙の内容は本規約の一部であり、本規約と一体となすものとする。

- 2 別紙の内容は、当協会の決定により、変更の日から1か月前までに、ファシリテーターに対して内容を変更する旨の通知をすることによって、いつでも変更することが出来る。

(個別契約との関係)

第24条 当協会とファシリテーターとが本規約とは別に、本規約に定める内容と競合する内容の合意をした場合は、その別の合意が優先する。

(専属管轄)

第25条 本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をその専属の管轄裁判所とする。

(協議事項)

第26条 本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、協議の上、円滑に解決を図るものとする。

以上

平成28年4月14日改訂

平成28年6月28日改訂

別紙

1. 本資格の登録料 金5,000円(消費税別)

なお、当該登録料はリーディング・ファシリテーター養成講座の受講料に含むものとする。

2. 当協会の年会費(2016年度)

一般会員 金12,000円(消費税別)

学生会員(修学をしている者のうち、当協会が認める者をいう。) 金0円

なお、ファシリテーターが本資格の付与を受けた日から最初に訪れる7月31日までの年会費は、金0円とする。